

## 伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、潜在保育士の復職を促進するとともに、保育士の業務の負担軽減を図るため、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を設置又は実施する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人等が実施する、次項に規定する短時間保育士を雇用する事業とする。

2 前項の短時間保育士は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 配置基準を超えて配置された保育士であること。
- (2) 原則として、勤務時間は、午前8時30分から午後5時までの間で5時間以内であり、かつ、週5日以内であること。
- (3) 平成31年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。
- (4) 短時間保育士の募集に当たり、かながわ保育士・保育所支援センターに求人登録をしていること。

3 補助事業を実施する社会福祉法人等が設置又は実施する保育所等において、短時間保育士を配置した月における保育士等（保育士及び保育補助者をいう。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士等の数を比較し、同数以上であることを補助の要件とする。ただし、前年同月の実績がない保育所等は、短時間保育士を配置した月と保育所等開所月を比較するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、神奈川県短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「県要綱」という。）別表に規定する対象経費とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、県要綱別表に規定する補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他市長が認めた収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に2分の1を乗じた額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 短時間保育士雇上事業費補助金申請額内訳書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認めた書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者が交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 短時間保育士雇上事業費補助金申請額内訳書

(2) その他市長が必要と認めた書類

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があり、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定通知書又は伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない

2 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該会計年度の翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 短時間保育士雇上事業費補助金実績額内訳書（第10号様式）

(2) その他市長が必要と認めた書類

（留意事項）

第12条 補助事業を実施する保育所等を設置又は実施する社会福祉法人等は、補助事業により配置する短時間保育士に対して、フルタイムでの勤務への移行を促すことに努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年12月26日告示第65号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月2日告示第83号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

---

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 短時間保育士雇上事業費補助金申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類



年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定通知書

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

---

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第7条関係）

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所  
設置者名  
事業所住所  
事業所名  
代表者氏名

---

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 変更交付申請額    | 円 |
| (2) 既交付決定額     | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 短時間保育士雇上事業費補助金申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付決定通知書

設置者住所  
設置者名  
事業所住所  
事業所名  
代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額    | 円 |
| (2) 既交付決定額     | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、 ）

第6号様式（第9条関係）

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認決定通知書

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

代表者氏名

---

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の  
内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第10条関係）

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所  
設置者名  
事業所住所  
事業所名  
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額    | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額    |   |

5 添付書類

伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

第9号様式（第11条関係）

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

設置者住所  
設置者名  
事業所住所  
事業所名  
代表者氏名

---

年度伊勢原市短時間保育士雇上事業費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額	円
2 実績額	円
3 不用額	円

4 添付書類

- (1) 短時間保育士雇上事業費補助金実績額内訳書（第10号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

